

岐 阜 県 公 報

号 外 (2) 平 成 三 十 年 十 一 月 二 十 八 日

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一 ページ

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年十一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五三二号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則 (昭和三十一年岐阜県規則第五四四号) の一部を次のように改正する。

本則第一号の表メンタルヘルス相談員の項の次に次のように加える。

職員健康管理専門職	月額 二二八、九〇〇円
-----------	----------------

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

平成三十年十一月二十八日発行

発行者

岐 阜 県
県庁

編集
岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社